第二十三条の八の四第一項中「第四十二条第一号」を「第九十九条第一号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条第二項中「第四十二条第二号」を「第九十九条第二号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条第三項第一号中「第十三条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第十四項第一号ロ」を「第十五項第一号ロ」に改め、同条第五項中「第四十二条第三号」を「第九十九条第三号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に、「第四十四条第一項」を「第百一条第一項」に、「第十六項第十一号」を「第十六項第十号」に改め、同条第六項中「第八条の二十第二号」を「第三十三条第二号」に改め、同条第七項第二号中「第四十二条第二号」を「第九十九条第二号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同項第五号中「第四十条の七の四第十二項第一号」を「第四十条の七の四第十一項第一号ロ」に、「第十三項第三号」を「第十四項第三号」に改め、同条第八項第一号中「第四十二条第三号」を「第九十九条第三号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条第十五項を削り、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項第二号中「第十二条第六号」を「第三十八条第六号」に、「第十三条第一項」を「第三十九条第一項」に、「第十三条第二項第二号」を「第三十九条第二項第二号」に、「第十二条各号」を「第三十八条各号」に、「第十三条第二項各号」を「第三十九条第二項各号」に改め、同項第十号中「第四十三条第四項」を「第百条第四項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　施行令第四十条の七の四第十一項第一号ロに規定する財務省令で定める流域は、森林法施行規則第三十三条第一号に規定する小流域とする。

第二十三条の八の四第十六項第五号中「第四十二条第二号」を「第九十九条第二号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に、「第四十二条第一号」を「第九十九条第一号」に、「第四十三条第五項」を「第百条第五項」に改め、同項第十号中「第四十二条第三号」を「第九十九条第三号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条第十九項第二号中「第四十二条第一号」を「第九十九条第一号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同項第三号中「第四十二条第二号」を「第九十九条第二号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改め、同条第二十項第二号及び第二十三項第二号中「第四十二条第二号」を「第九十九条第二号」に、「第四十三条第一項」を「第百条第一項」に改める。

第二十三条の九第八項中「第十六条第二項第七号の書類」を「第七条第二項の申請書（法第七十条の七第二項第三号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定贈与承継会社が株式会社である場合にあつては業務を執行する社員」を削り、同条第十一項を次のように改める。

11　認定贈与承継会社が持分会社である場合における前項の規定の適用については、同項中「会社法第三百二十九条第一項に規定する役員」とあるのは、「業務を執行する社員」とする。

第二十三条の九第十五項第一号中「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」の下に「（昭和二十五年法律第百二十三号）」を加え、同項第二号中「身体障害者福祉法」の下に「（昭和二十四年法律第二百八十三号）」を加え、同条第二十二項第八号中「提出されたもの」の下に「であつて、法第七十条の七第二項第三号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定贈与承継会社が定めた一の者の記載があるもの」を加える。

第二十三条の十第一項中「の相続の開始の時」を「に規定する第一次経営承継相続人等の死亡による相続の開始の直前」に、「が受けた中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十二条第一項の認定（円滑化省令第六条第一項第八号の事由に係るものに限る。）に係る円滑化省令第十五条第三号に規定する特定後継者（第九項において「特定後継者」という。）である」を「の役員であつた」に、「円滑化省令第六条第一項第八号ト(3)(i)から(iii)までに掲げる場合のいずれかに該当する」を「当該第一次経営承継相続人等が六十歳未満で死亡した」に改め、同条第二項中「第十六条第二項第七号の書類（円滑化省令第六条第一項第八号ト(3)(i)に掲げる場合に該当する場合は、円滑化省令第七条第三項第十号の経営承継相続人となる者を定めたことを証する書類）」を「第七条第三項の申請書（認定承継会社が定めた一の者の記載があるものに限る。）」に改め、同条第八項中「第十六条第二項第七号の書類」を「第七条第三項の申請書（法第七十条の七の二第二項第三号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定承継会社が定めた一の者の記載があるものに限る。）」に改め、同条第九項中「、円滑化省令第十六条第一項に規定する確認（当該確認があつた後に当該確認の変更があつた場合には、当該変更後のもの）を受けた会社の当該確認に係る特定後継者であり、かつ」を削り、「円滑化省令第六条第一項第八号ト(i)から(iii)までに掲げる場合のいずれかに該当する」を「当該相続に係る被相続人が六十歳未満で死亡した」に改め、同条第二十一項第十号中「提出されたもの」の下に「であつて、法第七十条の七の二第二項第三号イからヘまでに掲げる要件の全てを満たす者が二以上ある場合には、認定承継会社が定めた一の者の記載があるもの」を加える。

第二十三条の十四第一項中「第十条第一号」を「第三十六条第一号」に改め、同条第二項中「第十三条第二項第一号」を「第三十九条第二項第一号」に改める。

第三十一条の三の二を削る。

第三十一条の四第一項中「並びに同項」を「並びに同項に規定する計画認定の申請をした日（都市再生特別措置法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同項の変更の認定に係る申請をした日を含む。第三項において同じ。）、当該特定民間都市再生事業に係る工事に着手した日（同法第二十四条第一項の規定による国土交通大臣の認定を受けたものにあつては、同項の変更に係る部分の工事に着手した日を含む。第三項において同じ。）、法第八十三条第一項」に改め、同条第二項中「及び当該建築物」を「、当該建築物」に、「第四十三条の三第二項」を「第四十三条の二第二項」に、「並びに法第八十三条第二項」を「及び当該建築物が前項に規定する建築物に該当すること並びに法第八十三条第一項の計画認定の申請をした日、当該特定民間都市再生事業に係る工事に着手した日、同条第二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　施行令第四十三条の二第一項に規定する財務省令で定める建築物は、外国会社、国際機関その他の者による国際的な活動に関連する居住者、来訪者又は滞在者を増加させるため、その活動の拠点の形成に資する建築物とする。

第四十条中「及び第四十条の三」を「から第四十条の四まで」に改める。

第四十条の三の見出しを「（公共交通移動等円滑化基準に適合した乗合自動車の範囲等）」に改める。

第四十条の四の見出しを「（衝突被害軽減制動制御装置を装備した乗合自動車の範囲等）」に改め、同条第一項中「検査自動車と」を「検査自動車（法第九十条の十第一項に規定する検査自動車をいう。）と」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第九十条の十四第一項第一号に規定する財務省令で定める自動車は、乗車定員十人以上の自動車（立席を有するものを除く。）とする。

第四十条の四第三項中「及び第二号」を削り、「平成二十四年四月一日」を「平成二十五年一月二十七日」に改め、「定めるもの」の下に「並びに同項第二号及び第三号に規定する平成二十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた制動装置保安基準で財務省令で定めるもの」を加え、同条に次の一項を加える。

4　法第九十条の十四第一項第二号及び第三号に規定する財務省令で定める牽引自動車は、当該牽引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されている牽引自動車とする。

別表第七(一)の表の備考2(4)中「提出」の次に「（施行令第25条の10の2第6項に規定する提出をいう。）」を加え、同表の備考2(4)中「又は第25条の10の7第3項」を削り、「同条第1項」を「施行令第25条の10の7第1項」に改める。